

滋賀県道路整備マスタープラン(第3次)策定にあたっての提言

滋賀県では、平成24年3月に策定した第2次マスタープランの政策目標に基づき、道路改良や歩道整備、橋梁の耐震対策や法面对策など多くの道路整備に取り組んできた。

一方で、人口減少や激甚化・頻発化する災害への対応、ICTの進展、加えて、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい生活様式へのシフト等、道路を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の中、滋賀の道路を考える懇談会では、これから概ね20年間の道路整備の基本方針とその実現に向けての取組方針について、令和3年7月より合計5回にわたって議論し、主に下記の意見があった。

- ・ 誰もが安全で快適に通行できるよう、自動車交通の安全性向上とともに、歩行者・自転車利用者に対する安全性を高める必要がある。
- ・ 高齢者や障害者等はもちろん誰もが安心してスムーズに移動することができる、ユニバーサルデザインによる道路空間整備の必要がある。
- ・ 地域の景気を下支えするよう、物流の活性化を図る道路整備を推進する必要がある。
- ・ 近年の災害の激甚化・頻発化を考慮し、災害に強い道路整備を推進する必要がある。
- ・ 防災拠点として機能が期待される道の駅について防災機能の強化を図る必要がある。
- ・ 渋滞や交通手段の確保といった課題解消に向け、ITSや自動運転などの新技術についての研究充実に取り組む必要がある。
- ・ 道路整備を通じて、地域の実情を考慮しながら、公共交通の利用促進を図る必要がある。
- ・ 道路整備や多様な使い方によりにぎわいのある道路空間の創出が必要である。
- ・ 新たな道路整備に加え、アセットマネジメントを推進し既存施設の計画的修繕を図る必要がある。

この度、当懇談会での議論を踏まえ、「滋賀県道路整備マスタープラン(第3次)」が策定されるにあたり、今後、目指すべき将来像の実現に向けて、財政面や工事執行方法等に関する検討が行われることを望むとともに、真に必要な道路整備が無駄なく着実に推進されることを願い、以下の事項を付して懇談会からの提言とする。

- 1 懇談会で議論してきた内容が、早期に発揮されるよう実効性の確保に努められたい。
- 2 本プランの方向性を国道管理者、市町道管理者、交通管理者等にも共有し、連携しながら施策の実施にあたられたい。
- 3 道路整備アクションプログラムの改定においては、地域の実情や、すみよいまちづくり(ユニバーサルデザインのまちづくり)の観点を踏まえ、本プランの方向性が実現するように事業の優先順位を決定されたい。
- 4 内容等の見直しを行うときには、PDCAサイクルのもとで本プランの進捗管理と評価を踏まえ、懇談会に加えて、SNSを活用するなどいろいろな視点や立場からの意見を集約し、十分に議論して見直されたい。